一般社団法人　千葉県古民家再生協会　会員の会規約

1. 入会資格

本会の活動・事業内容および下記の基本的条件を２つ以上満たし、賛同する個人とする。

1. 日本文化をこよなく愛する者
2. 古民家や古い町並みを慈しみ、保全・再生に共感する者
3. 技術や知識、情報の交換・獲得・提供および交流・支援に関心を有する者
4. 古民家再生を実践している者
5. 古民家を所有している者
6. 技術者・諸職人・研究者および各分野の専門職能を有する者
7. その他、本会会員が推薦する者

2. 資格の審査および取得

会員資格は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事長が承認する。

承認後速やかに入会申し込み者に通知することとし、所定の会費を納入する。

なお会費納付をもって資格の取得とする.

3. 事業年度

自 4 月 1 日　～　至 3 月 31 日とする。

4. 会費の負担

会員は上記の事業年度を区切りとし、年会費 12,000 円を支払わなければならない。

会員の家族も会員と認める。会員の家族からは、会費を免除する。

5. 会費の納入

新年度の年会費は、総会開催後 6 月末までに支払うこととする。

なお、期間途中からの入会の場合は年会費を月割した金額を会費として支払うこととする。

6. 会員資格の喪失

次のいずれかに該当するにいたった時は、会員資格を喪失する。

1. 本人による退会届を提出したとき
2. 本人が死亡したとき
3. 会費の支払い義務を履行しないとき
4. 除名されたとき

7. 任意退会

会員は、退会届を協会に提出し、理事長が承認する。

8. 除名

会員が次のいずれかに該当するにいたった場合、理事長の権限で除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つけ、または活動目的・入会資格に反する行為をしたとき。
2. 年会費を 3 ヶ月以上滞納したとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

9. 会費および拠出金品の返還

納入済の年会費、その他拠出金品はいかなる場合も返還しない。

10. 会員集会

代表理事の招集により会員集会を開催することができる。

なお会員集会への欠席者はその旨、事前に連絡することとする。

11. 定例総会

代表理事の招集により定例総会・臨時総会を開催することができる。

総会は事業年度単位とし、全会員の過半数をもって成立とする。

欠席者は、委任状等による事前報告を行うこととする。

なお、決議が必要な場合は、出席者の過半数をもって議決とする。

12. 議事録の通知

集会における事項は、会員に通知することとする。

13. 役員

本会役員は 2 名以上 5 名までとし代表理事が承認する。

14. 役員の職務

役員は当法人活動を支援し、会員の活動を助けるものとする。

15. 役員の任期

役員の任期は、2 年度以内の事業年度を基本とするが、再任を妨げない。

16. 補足事項

その他活動を円滑にするため、必要に応じ本規約を補足、修正することとする。

平成 26 年 5 月 6 日

一般社団法人千葉県古民家再生協会

代表理事　高野祐之